寝屋川市における学校選択制について

1　内容

令和９年度に小学１年生となる児童（以下「児童」という。）が就学する小学校について、教育委員会が指定する小学校（以下「指定校」という。）と同一中学校区内のもう一つの小学校とを保護者・児童のニーズにより選択できる制度です。ただし、望が丘中学校区は、選択可能な小学校がないため除きます。

2　選択可能な学校

選択可能な学校は、同一中学校区内にある指定校以外の小学校です。

－選択可能な学校－

中学校区	選択可能な学校	中学校区	選択可能な学校
第一中学校区	東小学校 中央小学校	第八中学校区	西小学校 点野小学校
第二中学校区	池田小学校 桜小学校	第九中学校区	成美小学校 啓明小学校
第三中学校区	北小学校 田井小学校	第十中学校区	三井小学校 宇谷小学校
第五中学校区	神田小学校 和光小学校	友呂岐中学校区	木屋小学校 石津小学校
第六中学校区	第五小学校 国松緑丘小学校	中木田中学校区	木田小学校 楠根小学校
第七中学校区	南小学校 堀溝小学校	望が丘中学校区	望が丘小学校

※　**学校を選択できるのは小学１年生の就学時だけです。**

※　**登下校は受入れ校の指示に従い、保護者の責任において安全の確保をしていただきます。**

3　学校選択制申請の手続き

学校選択制希望者（〈選択可能校〉に就学を希望する方）は、次のとおり申請してください。

〈就学予定校〉に就学する場合は、申請不要です。

⑴　申　請　期　間　　令和８年 10 月 23 日から令和８年 11 月 13 日

⑵　申　　請　　先　　教育委員会事務局学務課

⑶　申　請　方　法　　専用フォーム（左記 QR コード）

通知番号→〈通知番号〉※郵送でお知らせします

※通知番号は１人につき１つ発行されています。

〈 学校選択制 〉

4　学校選択の決定

選択した学校への受入れが決定した児童については「就学指定校変更決定通知書」を送付します。

（「就学通知書」と合わせて、令和８年 12 月４日発送予定）

5　転居・転入した場合

学校選択制利用申請期間終了後に転居・転入した場合、受入人数等を踏まえ可能な範囲で選択可能校に就学することができます。決定次第、「就学指定校変更決定通知書」及び「就学通知書」を送付します。